

監査総合グループ第 7 回考査
試 験 問 題

注意事項

＜補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください＞

- 1 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 3 答案は、配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。また、楷書で丁寧に記入し、数字については 3 桁ごとにカンマを打って解答してください。こするとインクが消えるボールペンは使用不可とします。黒のボールペン又は黒の万年筆以外で解答した答案は試験を無効とし、採点しません。
- 4 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実に全て記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 5 答案用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 6 問題に関する質問には一切応じません。
- 7 試験時間は 2 時間です。試験開始 60 分後から試験終了 10 分前までの間は、途中退室を認めません。途中退室する場合は、必ず答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 8 試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計。スマートウォッチ（試験監督者がスマートウォッチかどうか判断しづらい腕時計を含む）、ストップウォッチ、キッチンタイマー、置時計は使用できません。
腕時計又は懐中時計は机の上に置いて使用してください。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。また、使用が認められていないものを所持していた場合は、試験監督者の判断で不正行為とみなし、試験を無効といたします。
- 9 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 10 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル 700ml 以下のもの 1 本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 11 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 12 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 13 不正を行った者には直ちに退場を命じ、その回の試験は無効とします。
- 14 無効となった場合は、問題用紙・答案用紙の持ち帰りはできません。

（答案用紙の氏名等記載例・マークシート記入例）

※1：所属補習所・支所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること

※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正液（修正テープ）で綺麗に消すこと

	所属補習所・支所	補習生カード番号(9桁)									
	東京	番号	2	0	2	4	0	1	2	3	4
氏名		0	①	●	①	①	●	①	①	①	①
会計 太郎		1	①	①	①	①	①	●	①	①	①
＜注意＞ 補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。綺麗にマークされていない場合、正しく採点されない場合があります。 ※黒のボールペン又は黒の万年筆を使用すること。 ※誤ってマークした場合は、マークの跡が残らないよう、修正液（修正テープ）で綺麗に消すこと。		2	●	②	●	②	②	②	●	②	②
		3	③	③	③	③	③	③	③	●	③
		4	④	④	④	●	④	④	④	④	●
		5	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
		6	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
		7	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
		8	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧
		9	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨

問題 1 監査の結論及び報告【配点 25 点】

問 1 以下は、3 月決算の上場会社の金融商品取引法監査報告書（連結）の文例からの抜粋である。空欄①～⑦に当てはまる適切な語句を答えなさい。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書			
		20x2 年 6 月 xx 日	
JFAEL 株式会社 取締役会 御中			
●●有限責任監査法人 東京事務所			
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	〇〇	〇〇
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	〇〇	〇〇
<連結財務諸表監査>			
(①)			
当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「(②)」に掲げられている JFAEL 株式会社の 20x1 年 4 月 1 日から 20x2 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。			
当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において (③) 企業会計の基準に準拠して、JFAEL 株式会社及び連結子会社の 20x2 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を (④) において適正に表示しているものと認める。			
(①) の根拠			
当監査法人は、我が国において (③) 監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の (⑤) は、「連結財務諸表監査における監査人の (⑤)」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から (⑥) しており、また、監査人としてのその他の倫理上の (⑤) を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
(⑦)			
(⑦) とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。(⑦) は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び (①) の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。			
(以下 省略)			

問2 未修正の虚偽表示が及ぼす影響を評価するにあたって、以下の問いに答えなさい。

- (1) 前期の財務諸表に未修正の虚偽表示があり、当該虚偽表示を遡及修正せずに当期の財務諸表において修正した場合の留意点を述べなさい。
- (2) 個別に重要性の基準値を下回る未修正の虚偽表示を評価するにあたっての留意点を述べなさい。
- (3) 監査の過程で虚偽表示を識別した場合、内部統制監査に与える影響を考慮する理由を述べなさい。

問3 「監査上の主要な検討事項」に関する以下の文章について、正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入しなさい。

- (1) 「監査上の主要な検討事項」の決定は、その数も含め、職業的専門家の判断による。また、個々の監査業務における相対的な重要性を考慮して決定されるものであり、同業他社との比較において重要であるかどうかを考慮する必要はない。
- (2) 内部統制の重要な不備や未修正の虚偽表示など、監査役等とのコミュニケーションが求められている事項は、「監査上の主要な検討事項」とすることが必要である。
- (3) 「監査上の主要な検討事項」の記載を有意義なものとするためには、監査人は財務諸表の監査の計画時に確定した事項を変更せずに監査を実施することが重要である。
- (4) 「監査上の主要な検討事項」の有用性を損なわないために、企業の特定の状況に直接関連付けて記載することにより、「監査上の主要な検討事項」が過度に標準化されることを避けることができる。
- (5) 監査上の対応の記載が煩雑になるため、「監査上の主要な検討事項」の対象となっている領域や金額を特定しないことが大切である。
- (6) 選定理由や監査上の対応の記載において過度に専門的な用語を使用すると、分かりにくくなるだけでなく、どの企業の監査報告書にも当てはまる特徴のない記載となり、「監査上の主要な検討事項」の趣旨に沿わなくなる。

問4 あなたは主査を担当している会社から、継続企業の前提に関する注記に関連して、以下の質問を受けた。会社へのあなたの回答を答えなさい。

- (1) 「監査・保証実務委員会報告第74号4（財務指標関係）及び監査基準報告書570 A2項（財務関係）に記載されている継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の例示を2つ教えてください。」
- (2) 「継続企業の前提に関する注記が付されるということは、貸借対照表日の翌日から12ヶ月間、会社が継続できないという不確実性があると判断していることだと思います。そうすると、将来の見積りである、繰延税金資産の回収可能性及び減損損失の将来キャッシュ・フローについても、上記との整合性から1年しか見積れないということになるのでしょうか？」

問題2 会計上の見積りの監査【配点 25 点】

あなたはA社（上場会社、2025 年 3 月期、製造業）の監査チームの一員である。主力製品及びサービスは産業用機械の製造販売、またその保守メンテナンスである。監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」（以下「監基報 540」という。）に基づき、以下の問いに答えなさい。なお、当期におけるA社の監査における許容誤謬額は 80,000 千円とする。

問1 あなたは主査から、監査計画段階において、下記[A社の会計上の見積り一覧表]のとりまとめを任せられ、一通りの数値を更新した。現在の状況は次のとおりである。下記の表を踏まえて以下の問いに答えなさい。

[A社の会計上の見積り一覧表]

(単位：千円)

会計上の見積	(A) 前期末残高	(B) 当期確定額 又は再見積額	(C)=(B)-(A) 差額	(C)/(A) 差異率	前期末時点の評価			
					①	②	③	固有リスク 評価
④								
⑤								
賞与引当金	100,000	94,000	△ 6,000	△ 6.0%	低い	低い	低い	低い
製品保証引当金	644,800	825,000	180,200	27.9%	低い	低い	低い	低い
退職給付引当金	2,600,000	2,500,000	△ 100,000	△ 3.8%	低い	低い	低い	低い
～中略～								

(1) 上記の①～③には、監基報 540 が会計上の見積りにおいて焦点をあてている 3 つの固有リスク要因が入る。当該固有リスク要因を答えなさい。

(2) 上記の④及び⑤には、監基報 540 の A1 項が例示している取引種類、勘定残高及び注記事項に関連する会計上の見積りが入る。既に表に記入されている項目以外で、会計上の見積りとして考えられるものを 2 つ答えなさい。解答は勘定科目名のみとせず、見積りの要素が含まれることを明示すること。ただし勘定科目名のみで見積り項目であることが明白である場合には、科目名のみでもよい。

(3) [A社の会計上の見積り一覧表]において実施されている会計上の見積りにかかる手続は何か。カタカナ 6 文字で答えなさい。

(4) [A社の会計上の見積り一覧表]で算出された差額に関して、下記の説明を読み、説明が正しいものには○を記入し、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。また、×を記入した場合は、その理由と正しい説明を答えなさい。

(A) 製品保証引当金の差額は許容誤謬額を上回っており、かつ、差異率も著しく大きい、過年度の財務諸表に虚偽表示があったことを必ずしも示すものではない。

(B) 退職給付引当金の差額は許容誤謬額を上回っているが、差異率は殆どなく、また科目の性質上、従業員数が変わらなければ勤務費用の計上により金額が増加することは通常であるから、差額が許容誤謬額よりも大きい事実のみをもって、固有リスク評価を改める必要はない。

(C) 上記のように差額を算出する手続は、会社の計算手法に問題がないかを検証する実証手続であるから、期末監査時点で行うことがより効果的かつ効率的である。

問2 あなたは、A社の製品保証引当金について、期末監査で担当することになった。下記の
 [設例]を読み、次の問いに答えなさい。

~~~~~[設例]~~~~~

■ A社の状況

- ・顧客との契約に基づき、製造販売した産業用機械には全て1年間の保証期間を設定しているため、販売後1年以内に顧客起因でない故障等が生じた際には無償で対応している。
- ・A社は、保証期間中に生じる可能性の高い費用は合理的に見積り可能と判断し、製品保証引当金を計上しており、過去の実績率等に基づき計上する一般引当金に加えて、個別の事象に対応するための個別引当金も計上している。
- ・計算式は次のとおりである。  

$$\text{一般引当金} = \text{無償保証1件あたり平均費用予想額(a)} \times \text{翌年の無償保証見込み件数(b)}$$
- ・「無償保証1件あたり平均費用予想額(a)」及び「翌年の無償保証見込み件数(b)」は、A社の品質管理本部長が過去の実績及び製品や製造ラインの状況等を踏まえて予想し、取締役会における承認事項としている。
- ・あなたは2025年3月の取締役会議事録を閲覧したところ、下記の内容が把握できた。

[品質管理本部長による分析資料①（取締役会用）]

(単位：千円)

| 会計期間                | 2022年3月 | 2023年3月 | 2024年3月 | 2025年3月   |
|---------------------|---------|---------|---------|-----------|
| X:引当額(a×b)          | 405,000 | 573,040 | 644,800 | 1,115,400 |
| 1件あたり費用(a)          | 13,500  | 15,080  | 16,120  | 17,160    |
| 保証見込み件数(b)          | 30      | 38      | 40      | 65        |
| Y:実績額(c×d)          | 325,000 | 435,000 | 542,500 | 825,000   |
| 1件あたり費用(c)          | 13,000  | 14,500  | 15,500  | 16,500    |
| 保証実績件数(d)           | 25      | 30      | 35      | 50        |
| 前期との差<br>(当期Y-前期のX) | 省略      | 30,000  | △30,540 | 180,200   |
| 差異率                 | 省略      | 7.4%    | △5.3%   | 27.9%     |

[取締役会議事録の一部（2025年3月29日）]

|          |                                                                                                                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 品質管理本部長： | 最近の保証期間中の対応費用や件数について資料でまとめましたので、ご覧ください。最近はや安やインフレの傾向があるため、保証1件あたりの費用が増えたと見込んでおり、その予想は的中しました。また、修理等の保証を行った件数が想定より10件も多かったため、結果として保証費用は180,200千円も予想より多く発生してしまいました。 |
| 取締役X：    | かかってしまったものは仕方ないですが、件数が増えてしまっている原因の分析はできていますか？そもそもどのように1件あたり費用(a)と無償保証見込み件数(b)を見積もっていますか？また、乖離が大きいですが、会計監査人から何か言われていませんか？                                         |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 品質管理本部長： | はい。それぞれお答えいたします。まず見積りの方法ですが、当社の品質保証期間は1年ですので、年間ベースで過去の売上高や販売台数、また保証対応実績を踏まえて決定することとしております。基本的には、「1件あたり費用(a)＝当期1件あたり品質保証費用×[1+外部機関の予想インフレ率4%(0.04)]」、「予測件数＝当期の販売台数×予想保証率」(小数点の端数切り上げ)の数式で求めています。予想保証率は、ばらつきを防ぐため、過去3年の保証実績を基に品質保証部内で協議して決定していたのですが、最近は保証割合が増加傾向にありまして・・・、前期もこれは織り込んではいましたが、想定以上になってしまいました。会計監査人からも原因は聞かれましたので、同じ内容を説明したところ、計算方法を見直したほうがよいのではないかとコメントをいただいています。そこで当期は、過去3年平均ではなく、当期の実績3.8%に、更に前期～当期の増加幅0.8ポイント上乗せした保証率(4.6%)を使いたいと考えています。ただ、これもあくまで予想ですし、正直、確証はないのですが・・・。 |
| 取締役Y：    | 合理性を判断するため、過去の保証率推移は確認できますか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 品質管理本部長： | はい。 <b>[分析資料②]</b> を投影しますのでご覧ください。ご参考までに、売上推移も示しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

品質管理本部長による**[分析資料②]**

| 会計期間     | 2022年3月     | 2023年3月     | 2024年3月     | 2025年3月     |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 売上高(千円)  | 109,900,000 | 118,862,000 | 141,505,520 | 156,990,787 |
| 平均単価(千円) | 100,000     | 103,000     | 107,120     | 110,869     |
| 販売台数     | 1,099       | 1,154       | 1,321       | 1,416       |
| 保証割合     | 2.4%        | 2.7%        | 3.0%        | 3.8%        |

|        |                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役Y：  | なるほど。よくまとめてくれていますね。例えば、前期の1,321台に対して、当期は50台も不良品があったから、50台÷1,321台＝保証率3.8%ということですね。近年、コロナ明けで需要が回復して以降、製品の性能も評判よく、業績は非常に好調ですが、保証割合が想定以上にあがってきているようです。少し製造本部長に話を聞きたいです。保証が必要になっているということは、不良品があったということだと思いますが、原因は何が考えられますか？                    |
| 製造本部長： | 実は、工場内の歩留りも悪くなってきております。正直に言って、工場はフル稼働状態で、現場が疲弊していると感じます。今は3交代制で24時間稼働している状態ですが、それでも納期に間に合うかどうか、ぎりぎりの状況です。それ故にミスが増えてしまって、品質低下につながっている可能性があります。また、サンプルで出荷前の検査を品質管理本部に行ってもらっていますが、パーツもたくさんあり、検査工程もかなりかかりますので、最近の数量増加に伴い、その精度が下がっている可能性もあります。 |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 X :           | 工場の生産能力を上回る受注をしてしまっている可能性があるということですね。せっかく受注を増やすことができても、結果として不良品を出してしまっただけでは元も子もないです。営業部門と話をして、受注済のものを含め納期交渉をするように指示しましょう。二人は協力して不良品率を下げるにはどのくらいの納期を確保すべきかを最優先で協議してください。また工場の人員を増強させたいので、製造本部長と品質管理本部長は、今後の採用計画を見直して提出をお願いします。あと近々工場を訪問することになるので、率直な現場の声を聞かせてほしいです。                                                             |
| 代表取締役社長 :         | 工場には私も同行しようと思います。現場の邪魔をしたくないので、特に事前に周知する必要ありません。不良の発生は単に費用がかかったという話ではなく、お客様にご迷惑をおかけしたということが何より問題で、今後の信頼関係にも響いてしまいます。不良品を出すくらいなら納期を守れないと謝ったほうが絶対に良いし、自分達が納得した製品だけを出荷すべきだから、好調な今こそしっかり足元を見直していきましょう。                                                                                                                             |
| 常務取締役 :           | 当期の予想保証率 4.6% は従来に比べて高いですが、2 名の本部長からの説明を踏まえると、残念ながら合理的な範疇にあると言わざるを得ないでしょう。取締役会としてこの引当案を承認してよろしいでしょうか。社長、CFO、いかがでしょうか？                                                                                                                                                                                                          |
| 代表取締役社長 :         | 私も常務取締役と同じ意見です。悪い情報は早く出したほうが良いし、決算説明でもきちんと投資家の皆さんに説明する必要があります。経営企画本部長と CFO は IR 資料を丁寧に作成してください。                                                                                                                                                                                                                                |
| 経理財務担当取締役 (CFO) : | 承知しました。引当額が 10 億円を超えるのは初めてになるので、外部から質問される可能性もありますが、合理的だと思います。今後の対応がうまくいけば、下期以降には改善が見込まれるかもしれませんが、今の状況ではわかりませんし、このままいけば、保証率はせいぜい・・・3.8% を維持できるかどうかは下限値ではないかと思います。実際は、やはり来期も悪化していく可能性の方が高いと思います。対策効果がすぐには出ず、工場の皆さんの疲弊が蓄積していくことを考慮すれば、5.0% まで到達してしまう可能性も十分にあると考えます。投資家の関心が高まりますので、場合によっては会計上の見積りに関する注記が必要になるかもしれません。会計監査人とも協議します。 |
| 常務取締役 :           | お二人ともご意見ありがとうございました。それでは上記の案を承認とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

~~~~~[設例ここまで]~~~~~

(1) A社の製品保証引当金にかかる以下の4つの計算要素のうち、「データ」の数はいくつか答えなさい。

- 当期1件あたり品質保証費用
- 外部機関の予想インフレ率
- 当期の販売台数
- 予想保証率

(2) あなたは製品保証引当金のリスク評価とリスク対応手続策定のため、会社の見積技法を理解し、計算要素をデータと仮定に分類し、このうち、予想保証率について、重要な仮定であるかどうかを検討することとした。予想保証率について感応度分析を行った上で、重要な仮定であると判断する場合には○を、判断しない場合には×を記入し、あなたがそう判断した理由を金額に基づき答えなさい。なお、感応度分析を行うにあたり、重要な仮定か否かの判断には許容誤謬額×100%を用いるものとする。

(3) 製品保証引当金の見積りの不確実性について、高いと判断する場合には○を、高いと判断しない場合には×を記入し、そう判断した理由を答えなさい。

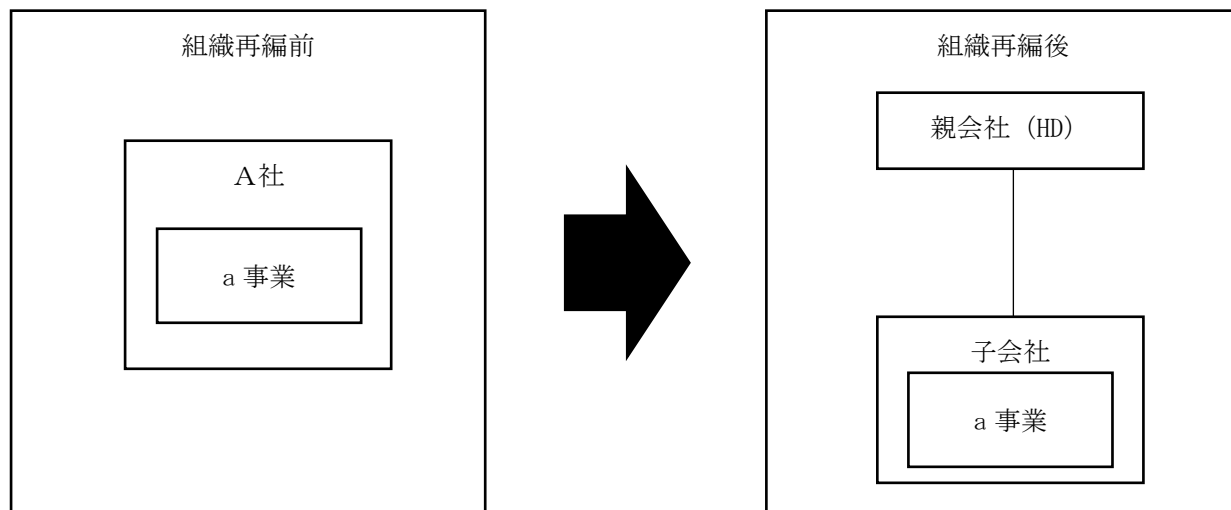
(4) 期末監査中に、CF0から面談の申し入れがあり、製品保証引当金の見積りに関して、重要な会計上の見積りとしての注記の要否を検討しており、会計監査人としての意見を求められた。会計上の見積りの注記が必要だと考える場合は○を、そうでない場合は×を記入し、そう判断した理由を答えなさい。

なお、理由の説明は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）において、総合的に勘案すると定められている2つの要素に基づき行うこと。

問題3 企業組織再編の会計実務【配点 25 点】

以下の各問は、特に記載がない限り、我が国における企業結合に関する会計基準等に基づいて解答すること。

問1 A社はグループ内の組織再編を実施し、ホールディングスカンパニー（HD）制に移行した。組織再編の前後でのグループ構造は以下のとおりである。当該グループ内の組織再編について、各問に答えなさい。



(1) A社が採用した組織再編の手法として考えられるものを2つ答えなさい。ただし、組織再編は複数回行われておらず、1回のみ行われたものとする。

(2) 組織再編直後の親会社の連結財務諸表において、a事業の資産と負債の金額がどのように算定されるのか説明しなさい。ただし、税効果は考慮しないものとする。

問2 B社（上場会社 決算日3月31日）とC社（上場会社 決算日3月31日）はX2年4月1日に、B社を存続会社、C社を消滅会社とする吸収合併を行った。この合併について以下の問いに答えなさい。なお、本問では、税効果は考慮しない。

〔前提条件〕

1. 当該企業結合は取得とされ、取得企業はB社となった。
2. B社は過年度にC社株式を1株当たり5で10株（B社の議決権比率10%）取得し、その他有価証券（取得原価50）としている。
3. B社とC社の発行済株式総数は、いずれも100株であり、C社の株主に割り当てるB社の株式数は、18株であった。
4. 合併の効力発生日における1株当たりの株価は、B社が30、C社が6であった。
5. 合併の効力発生日におけるC社の識別可能資産の時価は、400であった。
6. B社は増加すべき株主資本のうち、100を資本金とし、残額についてはその他資本剰余金とした。

7. 合併の効力発生日の前日におけるB社及びC社の貸借対照表は次のとおりである。

| B社個別貸借対照表(X2年3月31日) | | | |
|---------------------|-------|-----------|-------|
| 諸資産 | 2,000 | 資本金 | 1,000 |
| その他有価証券 | 60 | 利益剰余金 | 1,050 |
| | | 有価証券評価差額金 | 10 |
| 合 計 | 2,060 | 合 計 | 2,060 |
| C社個別貸借対照表(X2年3月31日) | | | |
| 諸資産 | 200 | 資本金 | 100 |
| | | 利益剰余金 | 100 |
| 合 計 | 200 | 合 計 | 200 |

(1) 合併直後におけるB社の個別貸借対照表を完成させなさい。

(2) 当該合併に関するB社の連結修正仕訳を作成しなさい。

問3 事業分離等に関する会計基準について、以下の問いに答えなさい。

(1) グループ外の他の会社に対して事業譲渡により事業を移転する場合で、現金など、移転する事業と明らかに異なる資産を対価として受け取る場合に、分離元企業の個別財務諸表上で移転損益について「認識する・しない」を○で選択し、その理由とともに答えなさい。

なお、事業分離後における、分離元企業の継続的関与はないものとする。

(2) グループ外の他の会社の株式を保有しており、当該株式が個別財務諸表上で「その他有価証券」に該当する場合で、当該会社を消滅会社、グループ外の別の会社を存続会社とする合併が生じ、消滅会社の株式と引き換えに、結合後企業の株式を受け、当該株式を個別財務諸表上で「その他有価証券」に該当するときに、交換損益について「認識する・しない」を○で選択し、その理由とともに答えなさい。

(3) 子会社がグループ内の他の子会社に会社分割により事業を移転する場合で、分離元企業が受け取る分離先企業の株式が分離元企業の個別財務諸表上で「その他有価証券」に該当する場合に、移転損益について「認識する・しない」を○で選択し、その理由とともに答えなさい。

問4 D社は子会社であるE社と合併し、E社で生じていた将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金全額を引き継いだ。当該一時差異及び税務上の繰越欠損金に関して次の問いに答えなさい。金額がゼロの場合は「0」と解答すること。

[前提条件]

1. E社で生じていた将来減算一時差異は1,000、繰越欠損金は3,000とし、将来加算一時差異は生じていないものとする。
2. E社は、課税所得が生じておらず、繰延税金資産の回収可能性がないと判断して、繰延税金資産を計上していなかった。

3. D社は、十分な課税所得が生じており、従来からD社で生じている将来減算一時差異 500 に、E社から引き継いだ将来減算一時差異 1,000 と繰越欠損金 3,000 を加えても、その全額が回収可能と判断できる。なお、D社においても将来加算一時差異は生じていないものとする。
4. 法定実効税率はD社、E社ともに 30%とする。

(1) 合併直前のE社の個別財務諸表において計上される繰延税金資産の金額を答えなさい。

(2) 当該合併に関するD社の合併仕訳において計上される繰延税金資産の金額を答えなさい。

(3) 合併日の属する会計期間末のD社の個別財務諸表において計上される繰延税金資産の金額を答えなさい。なお、合併から会計期間末までに将来減算一時差異と繰越欠損金及び将来加算一時差異に変動はないものとする。

問5 吸収合併における会社法上の手続について、下記の文章の空欄①～⑤に当てはまる文言又は数値を答えなさい。

1. 当事会社間の代表取締役が、それぞれの（ ① ）の承認を得て合併契約を締結する。
2. 合併当事会社はそれぞれ（ ② ）の前日までに原則として株主総会の（ ③ ）決議をもって承認を得なければならない。なお、一定の要件を満たせば、簡易合併や略式合併として、株主総会による承認を省略することができる。
3. 合併当事会社は官報で公告し、かつ異議を述べる権利を有する債権者で会社が認識している者には、各別に催告しなければならない。
4. 消滅会社が株券発行会社であって現実に株券を発行している場合には、合併の（ ② ）までに株券を提出すべき旨を、（ ② ）の1ヶ月前までに公告し、かつ株主及び登録質権者に個別に通知することを要する。
5. 存続会社及び消滅会社は（ ② ）の（ ④ ）日前までにその株主に対し、吸収合併する旨及び消滅会社等（存続会社等）の商号及び住所を通知ないし公告しなければならない。
6. 合併反対株主は、会社に対して株式の買取を請求できる。株式買取請求権の行使は、合併の（ ② ）の（ ④ ）日前の日から（ ② ）の前日までの間に、会社に対して買取請求を求める株式の数を明らかにして行う。
7. 消滅会社の権利義務は、合併（ ② ）において存続会社に承継される。合併の（ ② ）は、吸収合併の場合、合併契約に規定される。
8. 各当事会社は、備置開始日から（ ② ）後（ ⑤ ）ヶ月を経過する日までの間、合併契約その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置いて開示し、営業時間内はいつでも、それぞれの株主・債権者の閲覧・謄写に供することを義務づけられている。

問題4 税金・税効果【配点 25 点】

以下の各問においては、我が国における税金及び税効果に関する会計基準等に基づいて解答すること。

問1 以下の[前提条件]に従って、A社のX1年4月1日以後開始する事業年度の法定実効税率を算定しなさい。

[前提条件]

1. A社の決算日は、3月31日である。
2. A社は、本店所在地に適用されている税率を基に法定実効税率を算定している。当該所在地における地方公共団体では、標準税率による税率により住民税及び事業税を課している。
3. 法定実効税率は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載すること。
4. 事業税率には特別法人事業税を含んでいる。
5. X1年3月31日において成立している法律又は条例に規定されている税率で、X1年4月1日以後開始する事業年度の法定実効税率の算定に関連する税率は、以下のとおりである。

| | 根拠となる
法律・条例 | X1年4月1日以後開始する
事業年度の税率 |
|----------------|----------------|--------------------------|
| 法人税 | 法人税法 | 23.20% |
| 地方法人税 | 地方法人税法 | 10.30% |
| 住民税（法人税割、標準税率） | 条例 | 7.00% |
| 事業税（所得割、標準税率） | 地方税法 | 3.60% |

問2 以下の[前提条件]に従って、子会社の留保利益の税効果について、以下の空欄①～④に入る適切な数値又は語句を答えなさい。

[前提条件]

1. 日本にある親会社（P社）は、米国にある子会社（S社）に対し、その設立時より資本全額（投資簿価 100 千ドル×120 円/ドル）に 100%出資している。
2. P社及びS社の決算日は、3月31日である。
3. S社設立時から当連結会計年度まで、S社からP社へ配当した事はないが、設立時から配当を行う方針であり、当連結会計年度もこの方針に変わりはない。
4. 配当が行われた場合、P社及びS社に以下の追加納税が発生する。
 - （1） P社の受取配当金に対し、S社に米国で 10%の源泉所得税が課される。当該外国源泉所得税は、P社でもS社でも税務上の損金に算入できず、またP社で外国税額控除を適用することはできない。
 - （2） P社の受取配当金のうち、日本で 5 %が益金算入される。
5. 法定実効税率は、日本が 31%、米国は 25%である。
6. 当連結会計年度の期中平均レートは 140 円/ドル、期末日レートは 145 円/ドルである。

在外子会社からの配当金に関する追加法人税等の考え方：

S社からP社への配当金に対し、配当金の一部が益金に算入され、又、配当金に外国源泉所得税が課される。従って、P社が追加で納付すると見込まれる税金の額は、配当金の益金算入となる部分（ ① ）%に、（ ② ）社の法定実効税率である（ 略 ）%を乗じた（ 略 ）%と、損金不算入となる配当金の源泉所得税（ ③ ）%を合計したもの、すなわち配当金に対して（ 略 ）%の金額と見込まれる。

この結果、当連結会計年度末における留保利益に係る繰延税金負債の金額は、期末剰余金 300 千ドルを配当金としてP社に送金した際に発生するドルベースの税額に、（ ④ ）円/ドルの為替レートに乗じた（ 略 ）千円となる。

問3 あなたは、製造業を営む上場企業B社のX4年3月期（X3年4月1日からX4年3月31日までの期間、以下「当期」という。）の監査チームの一員として税効果関連科目の監査を担当している。期末監査に当たり、B社の担当者から以下の**「繰延税金資産回収可能性検討表」**を入手した。また、B社の過去の業績及び課税所得は、以下の**「B社の過去3年間及び当期の業績抜粋並びに課税所得」**のとおりであった。

B社の**「繰延税金資産回収可能性検討表」**によれば、X4年3月期末現在の将来減算一時差異等は、将来3年間の一時差異等加減算前課税所得を考慮すると、全額回収可能と判断している。これに関連した以下の1.～3.の各設問に答えなさい。

「繰延税金資産回収可能性検討表」

（単位：百万円）

| 年度 | X4年3月期 | X5年3月期 | X6年3月期 | X7年3月期 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 税引前当期純利益(予想) | | 200 | 600 | 200 |
| 未払事業税 | | 5 | | |
| 賞与引当金 | | 200 | | |
| 一時差異等加減算前課税所得 | | 405 | 600 | 200 |
| 将来減算一時差異 | | | | |
| 未払事業税 | 5 | △5 | | |
| 賞与引当金 | 200 | △200 | | |
| 投資有価証券評価損 | 400 | | △400 | |
| 課税所得(繰越欠損金控除前) | | 200 | 200 | 200 |
| 繰越欠損金 | 700 | △100 | △100 | △100 |
| 課税所得(繰越欠損金控除後) | | 100 | 100 | 100 |

「B社の過去3年間及び当期の業績抜粋並びに課税所得」

（単位：百万円）

| 年度 | X1年3月期 | X2年3月期 | X3年3月期 | X4年3月期 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 経常利益 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 特別損失 | － | － | － | △1,000 |
| 税引前当期純利益 | 200 | 200 | 200 | △800 |
| 課税所得 | 300 | 300 | 300 | △700 |

X4年3月期の特別損失1,000百万円は、不採算工場の閉鎖が原因である。

1. 企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の会社分類要件から、B社の繰延税金資産の回収可能性を妥当と判断するために監査上どのような検討が必要か具体的に答えなさい。
2. B社の将来減算一時差異のスケジューリングの側面から、特にどの将来減算一時差異に、監査上どのような検討が必要か具体的に答えなさい。
3. B社担当者より、X6年3月期の税引前当期純利益（予想）には、配送センター用地の一部を売却することによる売却益400百万円が含まれているとの説明を受けた。この担当者の説明について、監査上どのような検討が必要か具体的に答えなさい。

問4 企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定める企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、分類2と分類3の要件を以下の[選択肢]から選び、当てはまる番号を全て記載しなさい（同じ番号を何度も選んでよい）。

[選択肢]

- | |
|--|
| <p>①：過去（3年）及び当期の全ての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。</p> <p>②：過去（3年）及び当期の全ての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。</p> <p>③：過去（3年）及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得（負の値となる場合を含む。）が大きく増減している。</p> <p>④：過去（3年）及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。</p> <p>⑤：過去（3年）又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。</p> <p>⑥：過去（3年）及び当期の全ての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている。</p> <p>⑦：過去（3年）において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。</p> <p>⑧：当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。</p> <p>⑨：当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。</p> <p>⑩：翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる。</p> <p>⑪：翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。</p> |
|--|

以 上